全国連合小学校長会
文部科学省児童生徒課

1

いじめ問題への対応について

いじめ対策のこれまでの経緯

◆　平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある

◆　平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

「いじめ防止対策推進法」の成立（平成25年６月21日）

→　６月28日公布、９月28日施行

◆　いじめの防止等のための基本的な方針の策定（10月11日）
→　同日、各都道府県教育委員会等へ通知を発出し周知。

◆　平成29年3月、いじめの防止等のための基本的な方針の改定
重大事態の調査に関するガイドラインの策定
※いじめ防止対策推進法の施行３年後の見直し規定を踏まえた対応

○　いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
附　則
（検討）
第２条　いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
２　（略）

いじめ防止対策推進法【概要】①
（平成25年法律第71号）

第一章　総則

1　「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2　いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章　いじめ防止基本方針等

1　国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)を定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2　地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される**いじめ問題対策連絡協議会**を置くことができること。

第三章　基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

いじめ防止対策推進法【概要】②
（平成25年法律第71号）

第四章　いじめの防止等に関する措置

1　学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、**複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置く**こと。

2　個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①**いじめの事実確認と設置者への結果報告**、②**いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援**、③**いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言**について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの**警察との連携**について定めること。

3　**懲戒、出席停止制度の適切な運用**等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章　重大事態への対処

1　学校の設置者又は学校は、**重大事態**（※1）**に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため**、速やかに、適切な方法により**事実関係を明確にするための調査を行う**ものとすること。

（※1）
- 一　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二　いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2　学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。

3　学校は、**重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等**（※2）**に報告**、**地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ**、また、**その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする**こと。

（※2）公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章　雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

いじめ対策における国・地方公共団体・設置者・学校（教職員）・保護者の主な役割

国	★「いじめ防止基本方針」の策定	【法第１１条】
	○いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施	
地方公共団体	◆「地方いじめ防止基本方針」の策定	【法第１２条】
	※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置	【法第１４条第１項】
	○地域の状況に応じた施策の策定・実施	
学校の設置者	※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置	【法第１４条第３項】
	★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施	【法第２４条】
	○いじめの防止等のために必要な措置の実施	
学校・教職員	★「学校いじめ防止基本方針」の策定	【法第１３条】
	★「学校いじめ対策組織」の設置	【法第２２条】
	★いじめに対する措置	【法第２３条】
	○学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処	
保護者	◆児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力	【法第９条第１項・第３項】
	★児童等の保護	【法第９条第２項】
	○子の教育についての第一義的責任	

★：義務　◆：努力義務　○：責務　※：望ましい

いじめの定義

～平成17年度	自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの
平成18年度～	当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

×「自分より弱い者」
×「一方的に」
×「継続的に」
×「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。
具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

いじめ防止対策推進法（平成25年）の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】
○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

○ 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）
➡ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・９割

した経験がある・・・・９割

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター　いじめ追跡調査2016－2018
（調査対象地域における中学校3年生（2018年度）の過去6年間のいじめに関する経験回数より）

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る

いじめの状況について

小・中・高等学校及び特別支援学校における<u>いじめの認知件数は517,163件</u>（前年度612,496件）であり，前年度に比べ95,333件（15.6%）減少している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は39.7件（前年度46.5件）である。
認知件数は，全校種で減少している。

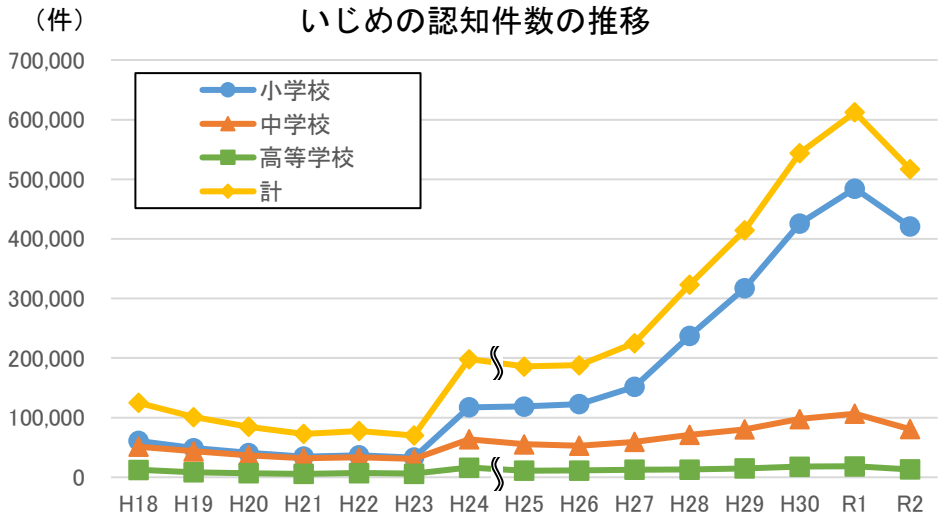

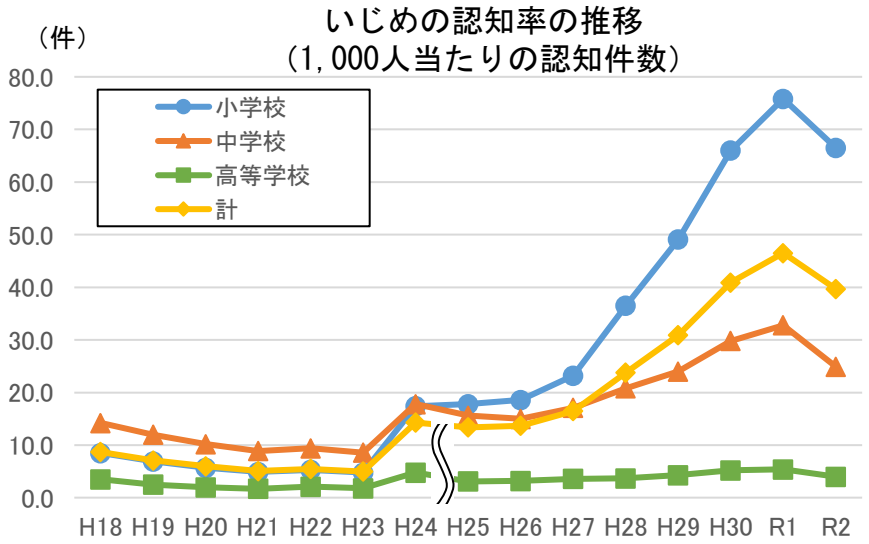

※　平成25年度から高等学校通信制課程を調査対象に含めている。また，同年度からいじめの定義を変更している。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897
	8.5	6.9	5.7	4.9	5.3	4.8	17.4	17.8	18.6	23.2	36.5	49.1	66.0	75.8	66.5
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877
	14.2	12.0	10.2	8.9	9.4	8.6	17.8	15.6	15.0	17.1	20.8	24.0	29.8	32.8	24.9
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274	11,039	11,404	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352	13,126
	3.5	2.5	2.0	1.7	2.1	1.8	4.8	3.1	3.2	3.6	3.7	4.3	5.2	5.4	4.0
特別支援学校	384	341	309	259	380	338	817	768	963	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2,263
	3.7	3.2	2.8	2.2	3.1	2.7	6.4	5.9	7.3	9.4	12.4	14.5	19.0	21.7	15.9
計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109	185,803	188,072	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496	517,163
	8.7	7.1	6.0	5.1	5.5	5.0	14.3	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5	39.7

※　上段は認知件数，下段は1,000人当たりの認知件数。

認知件数の前年度比較

《小学校》
63,648件（13.1%）減少
《中学校》
25,647件（24.1%）減少
《高等学校》
5,226件（28.5%）減少
《特別支援学校》
812件（26.4%）減少

いじめ「認知力」の学校間格差
（小・中・高・特別支援学校）

0件/年間

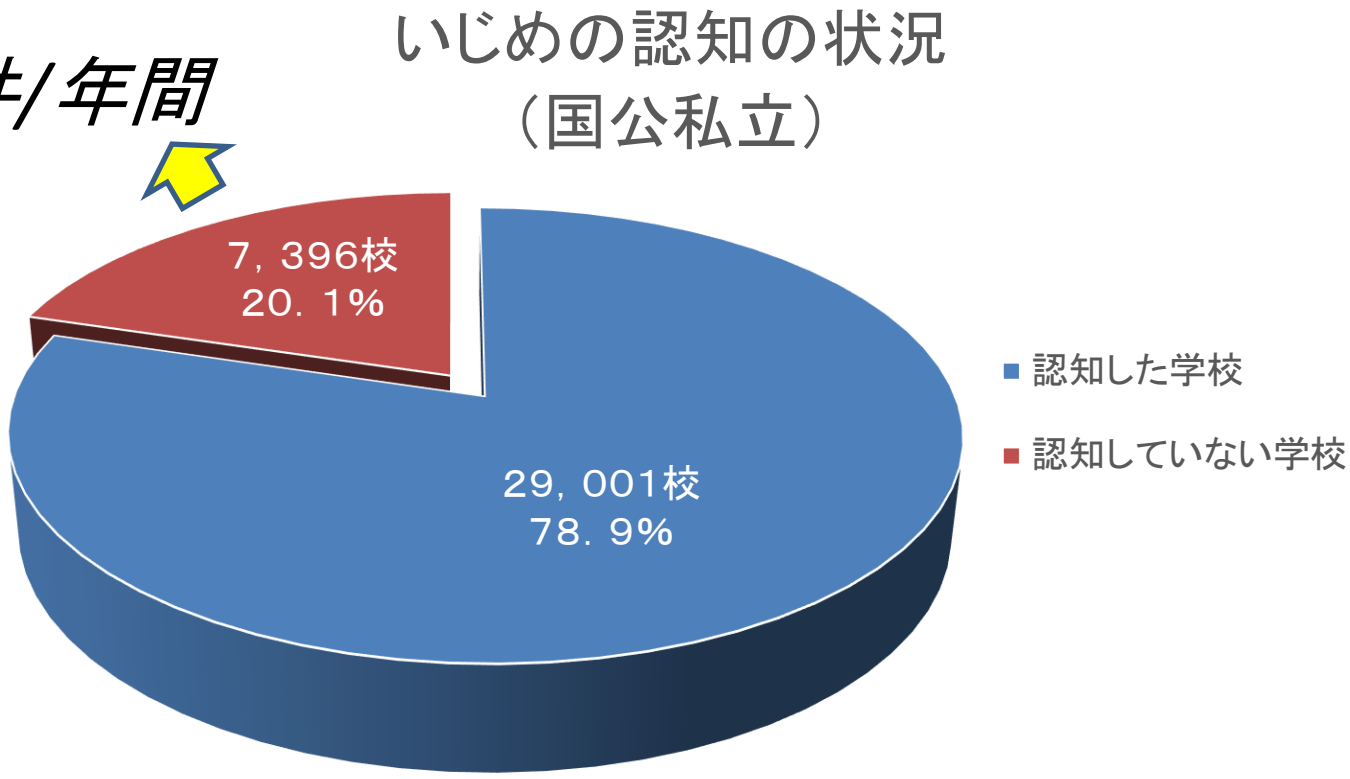

14．1件/年間

文部科学省　令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめ対応の流れ（フローチャート）

未然防止

・人権感覚を基盤とする全ての教育活動を通じた人間関係の構築

初期対応

（発見）
・日常的な観察、教育相談、アンケートの実施
（情報収集）
・組織で生徒等へ個別的なききとり、適切に記録

事実確認・方針決定

・いじめを組織的に認知し、学校の設置者へ報告
⇒**法令上の定義に則った積極的ないじめの認知**
・指導・対応方針、役割分担の検討
・関係する児童生徒や保護者への適切な情報提供

指導・対応

・被害児童生徒及び保護者への支援・助言
・加害児童生徒及び保護者への指導・助言

観察・再発防止・未然防止

・継続的な見守りや観察、指導
・周囲の児童生徒等も含めた**再発防止・未然防止**
・保護者への定期的な情報提供
・情報の保管と引き継ぎ

＜対応のポイント＞

いじめの認知と初期対応が適切に行われないと、重大な結果を招いた事案が発生してしまう可能性があるため、

・**いじめ防止対策推進法**

・**いじめの防止等のための基本的な方針**

等に則った、積極的な認知と初期対応が極めて重要

（重大事態の疑いがある場合）

重大事態対応

・学校から地方公共団体の長等へ重大事態発生の報告
・調査者の下に、重大事態の調査組織を設置
・被害児童生徒・保護者に対して適切に情報を提供
・調査結果を地方公共団体の長等に報告
※地方公共団体の長等が必要と判断した場合は、
地方公共団体の長等による再調査を実施

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

いじめに組織的対応を求めている背景

まだまだ、多くの悲惨な事案で、教職員の抱え込みが見られる。

○　熱心であればあるほど「落とし穴」にはまる
（「自分が解決しなければ…」「迷惑はかけられない…」「相談するのではなく、相談される立場」「他の業務が忙しそう…」etc.）

○　「組織」をつくることが法で決まっているのは、抱え込みを防ぐため。

抱え込みを防ぐためにはどうするか？

学校いじめ防止基本方針の策定　①

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（学校いじめ防止基本方針）
第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

○　学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

○　その中核的な内容としては，いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために，年間の学校教育活動全体を通じて，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう，包括的な取組の方針を定めたり，その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

学校いじめ防止基本方針の策定　②

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

○　また，アンケート，いじめの通報，情報共有，適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等），それを徹底するため，「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして（中略）事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた，年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

○　加えて，より実効性の高い取組を実施するため，学校いじめ防止基本方針が，当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し，必要に応じて見直す，というPDCAサイクルを，学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

○　学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

○　学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

組織的ないじめ対応の流れ

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

いじめの発見

①　情報を集め組織的に共有する

●教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報（アンケート結果を含む）を集約

※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

②　指導・支援体制を組む

●「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む

（校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画）

③-A　子供への指導・支援を行う

●いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の方々等）と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す

●いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む（ひどいいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる）

●いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

③-B　保護者と連携する

●つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

重大ないじめへの措置について

- 重大ないじめ事案が生じた際、学校は、いじめを行った児童生徒に対し、いじめを直ちにやめさせる等の指導を行う。また、いじめを受けている児童生徒に対しては、いじめ行為から避難させる等の支援を直ちに行う。
- 教育委員会等は、いじめの再発防止等のため、児童生徒に対する心理的なケアや行動変容に向けた指導を行うとともに、落ち着いた学校生活の復帰の支援、学習支援等を行う（さらに、並行して重大事態調査を進める。）。

＜重大事態の例＞

１号事案
- 児童生徒が自殺を企図
- 暴行を受けて骨折する
- 心的外傷後ストレス障害と診断
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散される
- 複数の生徒から金銭を強要され渡す
- スマートフォンを破壊される　など

２号事案
- 30日以上の欠席が続いている
- 長期間の欠席後、転学する　など

※重大事態は、児童生徒本人や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合など、「疑い」が生じた段階のものも含まれている。

児童生徒への指導・支援

警察
- 暴行、恐喝などの犯罪行為への対応

※いじめ防止対策推進法では、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報等しなければならないとされている。

児童相談所
- 家庭要因の確認など、福祉面での対応・支援

司法機関
- 弁護士による法律相談

医療・保健機関
- 発達障害等の診断・支援
- 怪我の治療、心理的ケア

連携

学校教職員
- 児童生徒の別室指導
- 児童生徒の見守り、学習支援・登校支援
- 犯罪行為の通報など、市民社会のルールに基づく対応

教育委員会
- 専門家からなる学校支援チームを派遣し、学校をサポート
- 警察や地方公共団体との連携の推進
- 加害児童生徒に対する出席停止措置

スクールカウンセラー
- 児童生徒への心理的要因のアセスメント、心理的ケア
（被害児童生徒の自尊感情の回復、加害児童生徒の行動変容の促し等）

スクールソーシャルワーカー
- 家庭環境、生徒間及び保護者間の関係性のアセスメント
- 家庭環境改善のための関係機関との連携の推進
- 児童相談所・医療機関・警察等へつなぐ

協働

保護者
- 市民社会のルールに基づく指導・協力
- 家庭での見守り

地域
- 自治体の機能やネットワークを活用した支援
（児童委員・民生委員など）

＋重大事態調査

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成27年4月1日施行）

あまり教育に口を出さない方がいいのかな？

予算の権限を持つ首長はどう考えているのかな？

首長

教育に関する大きな権限

- 大学に関すること
- 私学に関すること
- 予算の編成・執行
- 条例案の提出

密接な関連

教育委員会

委員長　教育長　委員

- 公立学校の設置・管理・廃止
- 教職員の人事
- 教育課程、生徒指導
- 教科書、その他の教材の取り扱い
- 施設設備、整備
- 社会教育
- スポーツ、文化、文化財

総合教育会議

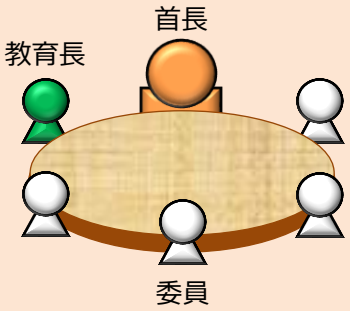

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議、調整事項は以下のとおり
  - ① 教育行政の大綱の策定
  - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に

✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

いじめの重大事態について

いじめの重大事態

重大事態の発生件数は，514件（前年度723件）。うち，法第28条第1項第1号に規定するものは239件（前年度301件），同項第2号に規定するものは347件（前年度517件）である。
文部科学省では，いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について，学校の設置者及び学校における法，基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

〇いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

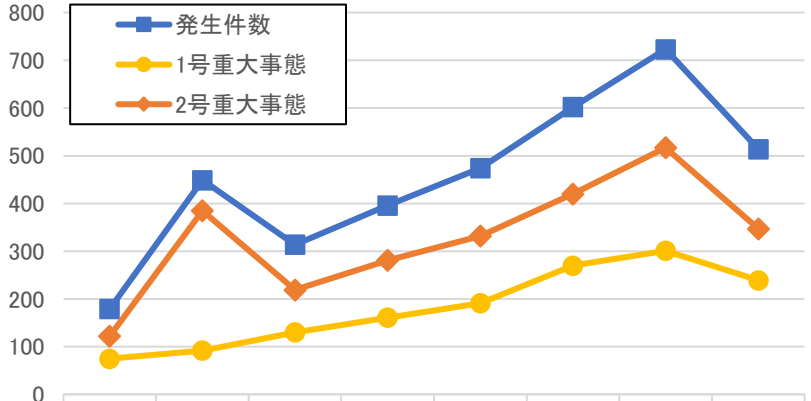

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数	179	449	314	396	474	602	723	514
1号重大事態	75	92	130	161	191	270	301	239
2号重大事態	122	385	219	281	332	420	517	347

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	189	222	76	4	491
重大事態発生件数(件)	196	230	84	4	514
うち，第1号	76	109	51	3	239
うち，第2号	143	155	47	2	347

※　いじめ防止対策推進法第28条第1項において，学校の設置者又は学校は，重大事態に対処するために調査を行うものとすると規定されており，当該調査を行った件数を把握したもの。
※　同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは，第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」，第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。
※　1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は，それぞれの項目に計上されている。

いじめの「重大事態」における学校の対応

■学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告
⇒　設置者から地方公共団体の長等へ報告（いずれも法に基づく義務）

【重大事態とは？】

① **いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき**（通称：生命心身財産重大事態、１号重大事態）

※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合　等

② **いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき**（通称：不登校重大事態、２号重大事態）

※「相当の期間」とは**年間30日**を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。

○　児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○　設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

■学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断（基本方針より）

調査の主体は学校又は学校の設置者。特に次の場合は、**設置者自らが調査を実施。**

○　従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合

○　学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

いじめの「重大事態」における学校の設置者の対応

■設置者が調査主体の場合：調査組織の設置、調査の実施

○　設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、**平時からの設置**を。

■学校が調査主体の場合：必要な指導及び支援

○　調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

※調査組織：公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

■調査結果を設置者（教育委員会等）を通じて地方公共団体の長等に報告（法に基づく義務）

■公立学校の場合：教育委員会会議に報告

○事案の発生や調査結果を教育委員会会議に報告していない例が散見される。
⇒　事務局のみで対処方針を決定するのではなく、**教育委員会会議における十分な協議を経ること**。また、総合教育会議の招集を求めることも必要に応じて検討すること。

いじめ防止対策協議会（令和3年度）

いじめ防止対策協議会 …「**いじめの防止等のための基本的な方針**」に基づき、学校関係者や有識者の参画を得て、**いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証**を行うとともに、いじめの問題等に関して、関係者間の連携強化を図り、**より実効的な対策を講じることを目的**として設置。

※平成26年度より、原則、毎年度開催。令和２年度はコロナ禍の影響により開催せず。

背 景

いじめ重大事態の対応に関する主な指摘

- ↪ 事案が発生したにもかかわらず、**学校がいじめとして認知できなかった。**
- ↪ 重大事態の疑いのある事案が生じていたが、**調査組織の迅速な設置や調査の開始に至らなかった。**
- ↪ 調査組織の委員の選定において、**中立性・公平性が担保されていない。**
- ↪ 関係する**児童生徒や保護者に対し**、重大事態調査の目的や方向性、調査組織やスケジュール感等の**説明が不足**している。

➡ **学校・教育委員会等の教育現場におけるいじめ対応に関する体制面や運用面に係る課題**が指摘。

目 的

– ①調査組織の目的や位置付け、②権限・能力、③調査結果の内容（報告事項）等について改善を図り、**学校・教育委員会等の教育現場における重大事態対応に係る困り感の解消**を目指す。

主な協議事項

- **重大事態調査における初期対応**
- 〃　**委員の人選・人材の確保**
- **被害児童生徒及び保護者等への対応**

※実態把握のため、**アンケート調査や関係者へのヒアリング**を実施。

（主なアンケート項目：重大事態調査の初期対応、第三者委員会の体制確保(人員・予算)、調査実施における課題、再発防止徹底のための教委の支援 等 ）

開催状況

- 第１回 (R3.11.22)
  - ・いじめの現状について
  - ・協議事項、アンケート案 ほか
- 第２回 (R3.12.17)
  - ・関係者へのヒアリング
  - 村山委員 (日本弁護士連合会推薦)
- 第３回 (R4.1.31)
  - ・関係者へのヒアリング
  - 森田志保氏 (NPO団体代表)
- 第４回 (R4.2.21)
  - ・アンケート調査結果の公表
- 第５回 (R4.3.9)
  - ・令和３年度の議論のまとめ（案）

いじめ対策に係る事例集（概要）

1　背景

- 平成28年度、文部科学省の有識者会議である「いじめ防止対策協議会」において、いじめ防止対策推進法の施行状況が検証され、平成28年11月2日、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」が提言された。
- 「議論のとりまとめ」に掲げられた一部の現状・課題については、事例集を作成・周知することにより、学校現場の取組に資することとされた。

⇒　いじめ防止対策協議会における議論を踏まえ、平成30年９月、「いじめ対策に係る事例集」を作成。

2　特徴

※平成30年9月25日、文部科学省HP上で公表。

- 学校や教育委員会等における実際の事例の中から、いじめの防止、早期発見及び対処等の点で、特に優れている事例や、学校現場において教訓となる事例を掲載した（37項目・47事例）。
- 事例ごとに文部科学省のコメントを付記し、事例の着眼点を示した。

3　目次

1　いじめの定義・認知

●明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例
Case01　加害・被害の関係性に気づきづらい事案
Case02　「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案
Case03　双方向の行為がある事案
Case04-05　グループ内のトラブル
Case06-07　組織的ないじめの認知
Case08　いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例

2　学校のいじめ防止基本方針

Case09　いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例
Case10　学校基本方針の策定・見直しのプロセス（ＰＤＣＡサイクルに係る取組）
Case11-12　学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例

3　学校いじめ対策組織

●学校いじめ対策組織の構成・活動
Case13　学校いじめ対策組織の構成員、活動
Case14　いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例
Case15-16　校長の判断により事案の結果が左右された事例
・リーダーシップを発揮し、迅速な対応ができたもの
・誤った判断により、事案が深刻化したもの
Case17　学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組
Case18　いじめの校内研修の実践例

●いじめへの組織的対応
Case19　いじめの情報共有
Case20　いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例
Case21　いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

4　いじめの未然防止に係る取組

Case22-23　児童生徒が主体となった取組
Case24　学校における道徳教育
Case25　弁護士等による出張授業
Case26　インターネット上のいじめに関する啓発
Case27　学校と保護者（ＰＴＡ）、地域住民、関係機関との連携による未然防止のための取組

5　いじめの早期発見

Case28-29　効果的なアンケート
Case30-31　いじめの通報・相談窓口
Case32　効果的な教育相談のための工夫が行われている事例
Case33　スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例
Case34-35　スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例

6　いじめへの対処

Case36　いじめの被害者を徹底的に守り通す対応
Case37　いじめに係る情報の保護者との共有
Case38　効果的ないじめの調査の手法、効率的かつ的確な対応の記録方法、情報共有の方法
Case39　教育委員会としての対応（指導主事によるサポート、緊急対応チームによる支援等）
Case40　加害者に対する別室指導、教育委員会による出席停止措置
Case41-43　発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
Case44　インターネット上のいじめへの対応

7　いじめの重大事態

Case45　詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例
Case46　不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例
Case47　初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

教育委員会のいじめ対策に係る取組事例について

	自治体名	特徴的な取組
早期・適切な対応等のための取組	東京都	【保護者、地域との連携】 ➢保護者及び地域の方がいじめの対応について、「協力しよう」という意識や意欲を持てるようにすることを目的として、学校いじめ防止基本方針、及びいじめの早期発見等における保護者・地域としての役割に対する、保護者の理解を深めるプログラムを開発し、学校にプログラムの展開例を示すとともに、保護者会や学校運営協議会等で活用できるよう、スライド資料や事後アンケート等をWebページ（https://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.lg.jp/09seika/reports/bulletin/r2.html）に掲載している。
	新潟市	【いじめの積極的な認知】 ➢「いじめ初期対応ガイドブック」を作成し、積極的ないじめの認知の周知徹底や、市民、保護者、教職員を対象とした「いじめ防止市民フォーラム」の開催、教職員のキャリアステージに応じた研修の設定、及び「いじめの程度表」の全教職員への配布といった教職員のいじめの認知の感度を上げるための取組の徹底。
	山形県	【学期ごとにいじめの状況を把握】 ➢いじめ発見アンケートとその結果を用いた面談を年2回実施することについて各学校に依頼。 各学期ごとに、教育委員会がいじめの認知件数と解消の状況を把握。解消されないものは期をまたいで追跡調査。 把握した個別の状況に応じ必要な支援を実施。 【実効性あるいじめ防止基本方針】 ➢各学校の基本方針について、教育事務所ごとに点検し、実効的な行動計画となるよう見直し。 【いじめ解決支援チームの設置】 ➢各教育事務所に、指導主事・警察OB・校長経験者で組織する「いじめ解決支援チーム」を置き、学校や保護者からの相談に応じている。
ネットいじめを防ぐ取組	東京都	【関連機関との連携】 ➢教育委員会が、関係機関と連携して実施している「学校非公式サイト等の監視」や、法務局からインターネットを通じて行われるいじめに関する情報の提供があり、関係する区市町村教育委員会や学校が、都教育委員会から情報を受け取った場合、直ちに該当すると思われる児童生徒の状況を確認するなどして、いじめの早期発見に努めている。
	沖縄県	【関連機関との連携】 ➢SNS上の誹謗中傷の事案の報告があった際、教育委員会が学校と警察間の橋渡しを担い、保護者同伴の相談だけでなく、学校、警察が連携して指導を行えるよう、連携体制の整備を促進している。その結果として、名誉毀損にあたる誹謗中傷で効果を上げており、生徒の意識も高くなり、気になることがあれば学校へ相談するなどの事例も増えている。
重大事態への取組	宮崎県	【教育委員会の積極的な関与】 ➢教育委員会が毎月いじめの件数と内容を集約。気になる記載がある、いじめの疑いがあり1週間欠席しているといった場合には、学校からの報告を求めている。保護者への接し方、学びの保障の対応、SCの派遣等について具体的な助言。 【いじめの「重大事態」に係る対応マニュアルの作成】 ➢重大事態につながりうる事案への対応も含めた「重大事態対応マニュアル」を策定。 全ての学校を定期的に訪問し、マニュアルの内容等を説明。

24時間子供SOSダイヤルについて

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを全国の学校等に配布

電話番号

（なやみいおう）
０１２０ － ０ － ７８３１０

概要

子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができるよう、全国統一ダイヤルを設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続される。

経緯

平成19年２月～　全都道府県及び指定都市教育委員会で実施開始

平成28年４月～　通話料無料化

財政措置

相談員の人件費：国で1／3負担
　　地方自治体で2／3負担

通　話　料：国で全額負担

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

令和4年度予算額　80億円
（前年度予算額　75億円）

文部科学省

○「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備など、生徒指導上の諸課題への対応に向けた取組を推進する。
○「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等を踏まえ、学校と関係機関等が連携した不登校児童生徒へのきめ細かな支援を推進する。
○「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年6月）や、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書（令和3年5月）等を踏まえ、児童生徒性暴力等の早期発見やヤングケアラーの早期対応等に向けた相談体制の整備を推進する。

■早期発見・早期対応（専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等）　7,902百万円（7,405百万円）【補助率１／３】

①スクールカウンセラーの配置充実 【都道府県・指定都市】

- **全公立小中学校への配置（27,500校）（週1回4時間）**
- 上記に加え、虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置（配置校数の拡充、週1回4時間）
  ※重点配置の活用により、週1回8時間（終日）以上の配置も可能
  ※各自治体の課題に応じた効果的・効率的な重点配置に繋がる取組を推進
- 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化、スーパーバイザーの配置
- 連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援
- 自殺予防教育実施の支援

②スクールソーシャルワーカーの配置充実 【都道府県・指定都市・中核市】

- **全中学校区への配置（10,000中学校区）（週1回3時間）**
- 上記に加え、虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置（配置校数の拡充、週1回3時間）
  ※重点配置の活用により、週2回や週3回の配置も可能
  ※各自治体の課題に応じた効果的・効率的な重点配置に繋がる取組を推進
- 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化、スーパーバイザーの配置
- 連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

◇第3期教育振興基本計画※抜粋
（平成30年6月閣議決定）
2019年度までに、原則として、SCを全公立小中学校に配置するとともに、SSWを全中学校区に配置し、それ以降は配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。

③不登校児童生徒に対する支援の推進 【都道府県・指定都市】

- 教育支援センターを中核とした教育委員会と関係機関、民間団体等の連携体制の整備
- 関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- 学校以外の場における支援の推進

④ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備推進 【都道府県・指定都市】

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する電話やＳＮＳ等を活用・連携した相談体制の整備を支援

等

■いじめ対策・不登校支援等推進事業　44百万円（40百万円）【委託】

①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究 【委託先：12団体（都道府県・指定都市等）】

いじめ・不登校等の未然防止や事案発生後の対応のほか、コロナ禍における教員による児童生徒の心の不安定さ等の把握・対応について、平時と異なる生活様式や1人1台端末等の活用も見据えつつ、
- いじめの未然防止や自殺予防に係る効果的な取組
- 不登校の未然防止等に向けた校内型適応指導教室、スクリーニング、経済的支援の在り方　等

の調査研究を実施

②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究 【委託先：2団体（民間団体等）】

・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、常勤の職としての職責や担うべき職務の在り方等について調査研究を実施

③電話等を有機的に活用した相談体制の在り方に関する調査研究（新規） 【委託先：2団体（都道府県・指定都市等）】

■【関連施策】

①教職員定数の配置等
いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化するとともに小学校高学年における教科担任制の推進のための加配定数を措置。また、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備する（令和4年度は第3学年）。

②学習指導員等の配置
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な人材が学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。

③教員研修の充実
教職員支援機構において、いじめの問題に関する指導者養成研修の実施。

④道徳教育の抜本的改善・充実等
地域の特色を生かした道徳教育への支援、道徳科の教科書の無償給与　等

⑤健全育成のための体験活動の推進
児童生徒の社会性を育む農山漁村等における様々な体験活動の推進。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和4年度予算額　77億円
（前年度予算額　72億円）

文部科学省

◆　義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から８年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。

◆　また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

◆　さらに、令和３年６月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や、令和３年５月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書等を踏まえ、児童生徒性暴力等の早期対応に向けた相談体制の充実も課題。

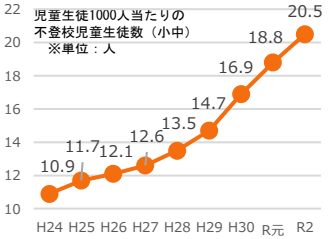

	スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業
	令和４年度予算額：5,581百万円(前年度予算額： 5,278百万円)	令和４年度予算額：2,132百万円(前年度予算額： 1,938百万円)
補助制度	✓ 補助割合：国１/３、都道府県・政令指定都市２/３ ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等	✓ 補助割合：国１/３、都道府県・政令指定都市・中核市２/３ ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の心理に関する支援に従事（学校法施行規則） ✓ 公認心理師、臨床心理士等	✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の福祉に関する支援に従事（学校法施行規則） ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等
基盤となる配置	✓ **全公立小中学校**に対する配置（27,500校） ✓ 配置時間：週１回概ね４時間程度	✓ **全中学校区**に対する配置（10,000中学校区） ✓ 配置時間：週１回３時間
重点配置等	**基礎配置に加え、配置時間を週１回４時間加算** **⇒重点配置の活用により、週１回８時間（終日）以上の配置も可能**	**基礎配置に加え、配置時間を週１回３時間加算** **⇒重点配置の活用により、週２回や週３回の配置も可能**
いじめ不登校	➢ **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**2,000校**（←1000校） ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む ➢ **教育支援センター**の機能強化　：**250箇所**	➢ **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**2,000校**（←1,000校） ※不登校特例校・夜間中学への配置を含む ➢ **教育支援センター**の機能強化　：**250箇所**
虐待貧困	➢ **虐待対策**のための重点配置　：**1,500校**（←1,200校） ➢ **貧困対策**のための重点配置　：**1,900校**（←1,400校）	➢ **虐待対策**のための重点配置　：**2,000校**（←1,500校） ➢ **貧困対策**のための重点配置　：**2,900校**（←1,400校） **※ヤングケアラー支援のための配置を含む**
質の向上	➢ **スーパーバイザー**の配置　：**90人**	➢ **スーパーバイザー**の配置　：**90人**
	上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む	

※各自治体の課題に応じた効果的・効率的な重点配置に繋がる取組を推進

ＳＣ・ＳＳＷの効果的な活用について（イメージ）

①教職員による日頃の観察

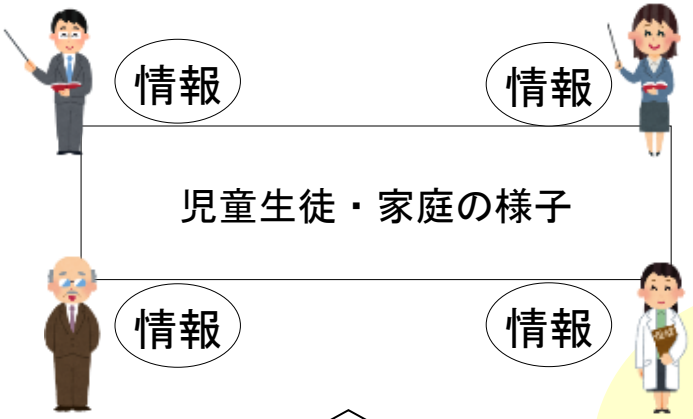

②ＳＣ・ＳＳＷも活用した情報整理

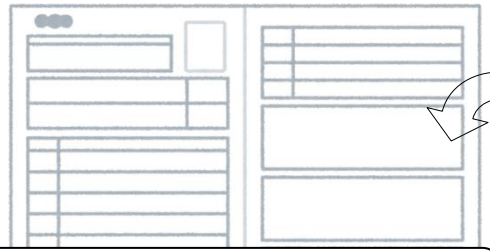

スクリーニング会議の実施

チーム学校としての情報共有
児童生徒の変化の把握

教育委員会・SV
・配置拡充
・効果検証
・連携促進

③関係機関とのケース会議の実施・参加

児童相談所・要対協
・子ども若者支援
地域協議会・
地域学校協働本部
・福祉部局
等

④児童生徒への多方面からの支援

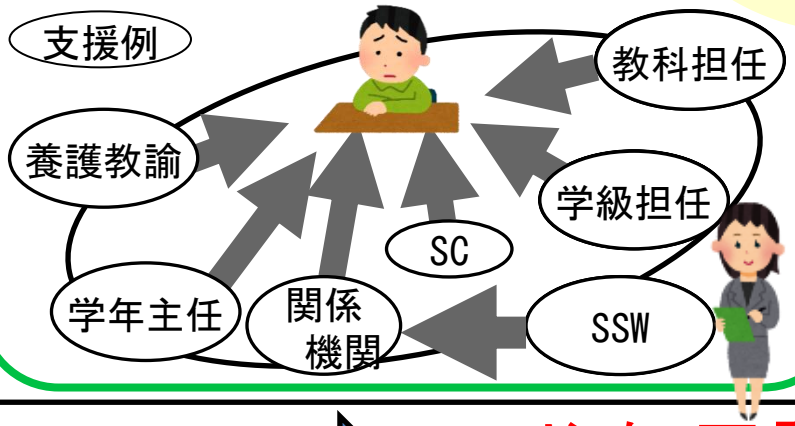

いじめ・不登校等対策の強化

ＳＮＳ等を活用した相談事業

令和4年度予算額　56億円の内数
（前年度予算額　53億円の内数）

文部科学省

＜背景＞

○　いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。

○　また、座間市におけるＳＮＳを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。

○　スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、ＳＮＳが圧倒的な割合を占めるようになっている。

（参考）
コミュニケーション系メディアの平均利用時間（令和３年度版情報通信白書（総務省））
［平日1日］（令和２年度）
10代：携帯通話 6.7分、固定通話 0.0分、ネット通話 8.8分、ソーシャルメディア 72.3分、メール利用 18.4分

＜事業概要＞

SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援（補助事業）

（事業内容）

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和３年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

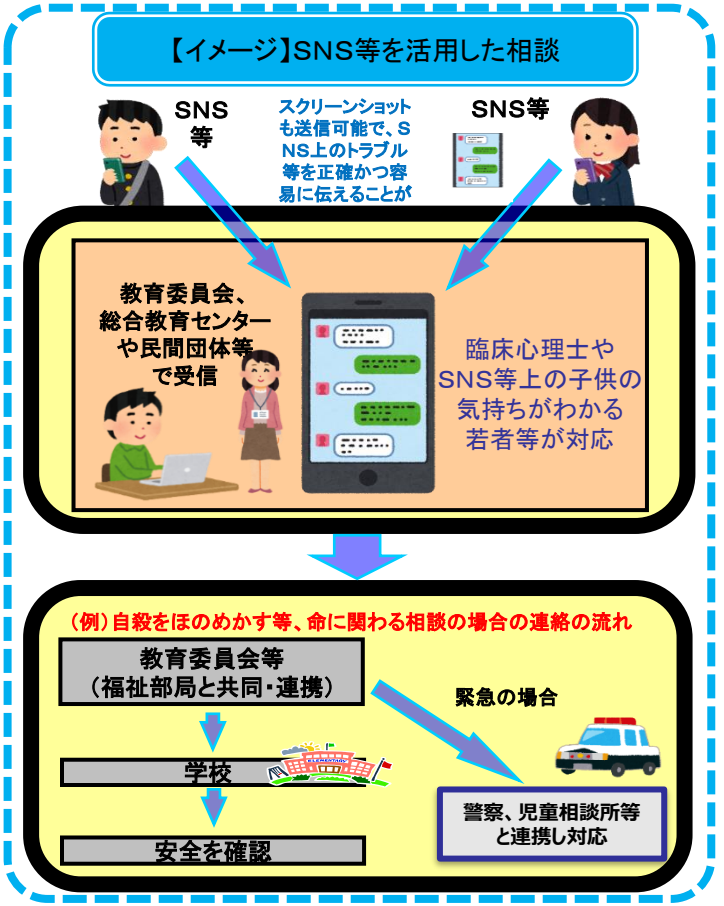

対象校種	小学校・中学校・高等学校等
対象経費	報酬、期末手当等
実施主体	都道府県・指定都市
補助割合	国：１／３　都道府県・指定都市：２／３

教育行政に係る法務相談体制の充実について

文部科学省

【背　景】

○ 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加

○ **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）

○ 都道府県・指定都市単位では、一般的に上記の法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、

令和２年度より、普通交付税措置

※標準的な規模の都道府県で130万円を積算。
（指定都市についても都道府県に準じて措置）

体制イメージ（例）

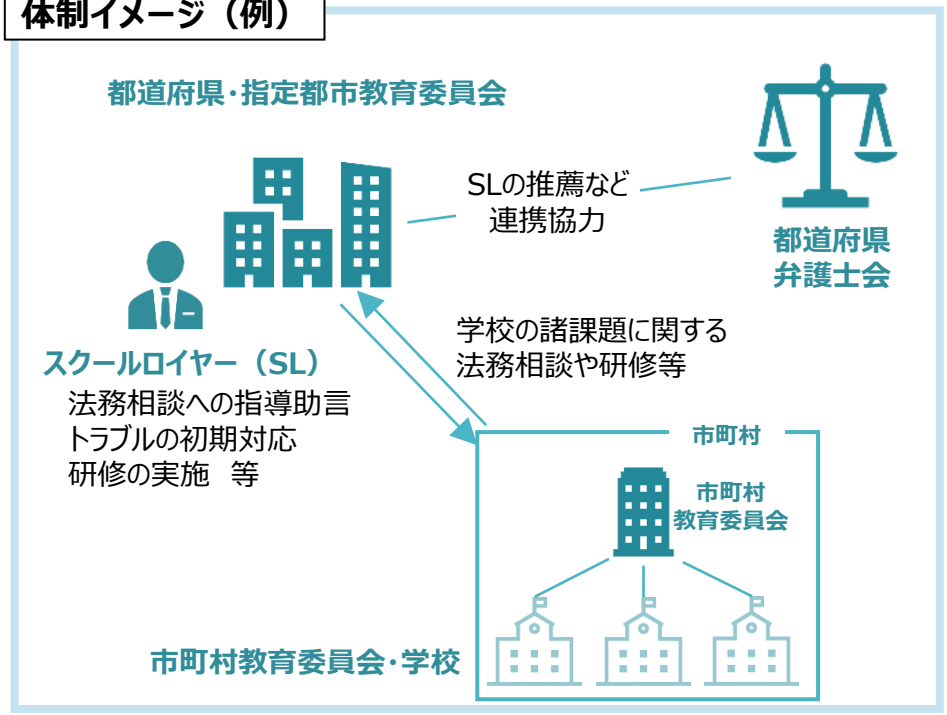

法務相談体制の充実に向けた支援措置等

① スクールロイヤー配置アドバイザーの設置

・日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を文部科学省に「スクールロイヤー配置アドバイザー」として１名配置。

・各自治体における法務相談体制の構築や、各都道府県弁護士会との連絡調整などについて、アドバイスを実施。（利用に係る問い合わせは下記窓口まで）

【スクールロイヤー配置アドバイザーへの問い合わせ窓口】
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
TEL：　03-6734-4678　E-mail：iinkai@mext.go.jp

② 法務相談体制構築に向けた手引きの作成・説明会実施

・法務相談体制の構築に向けて検討する教育委員会を支援するため、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を作成。
また、令和３年１月に説明会を実施。

文科省　教育行政に係る法務相談体制の充実について　検索

③ 法務相談体制の整備状況に関する調査

・令和３年度に、自治体におけるSLの配置などの法務相談体制の整備状況について調査を実施。

2

生徒指導提要の改訂について

生徒指導提要の改訂

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）**等について網羅的にまとめたもの**（平成22年3月作成）。

改訂の背景

・平成22年に**生徒指導提要が作成されて以降、10年以上が経過**。
・近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。
また、生徒指導提要に関する「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等が施行されるなど、**個別事項を取り巻く状況は変化**。
・今日的な状況を踏まえ、**「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」において生徒指導提要を改訂**（右記QR）。

改訂の基本的な方向性

● **「積極的な生徒指導」の充実**

目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。

● **個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映**

個別課題（いじめ、不登校、児童虐待等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。

● **新学習指導要領やチームとしての学校等の考え方の反映**

生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、生徒（児童）の発達の支援、チームとしての学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。

※教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意。

スケジュール

● **第１回（R3.7.7）**
・改訂の基本的な考え方
・ヒアリング（中学校、高等学校）

● **第２回（R3.7.30）**
・ヒアリング（小学校、積極的な生徒指導）
・目次構成案

● **第３回（R3.8.25）**
・ヒアリング（自殺、少年非行）
・多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導に関するWGの設置

● **第４回（R3.10.15）**
・ヒアリング（不登校、いじめ）
・目次構成案（委員意見照会後）　等

● **第５回（R3.11.26）**
・WGにおける審議結果の報告
・生徒指導提要の改訂に係る執筆スケジュール　等

● **第６回（R4.3.7）**
・生徒提要の改訂（素案）等

● **第７回（R4.3.29）**
・生徒提要の改訂（改訂試案）等

… 令和４年夏ごろをめどに文部科学省HPで公表予定

生徒指導提要（改訂試案）の目次構成

R4.3.29時点

第Ⅰ部　生徒指導の基本的な進め方

第１章　生徒指導の基礎

1.1　生徒指導の意義・実践上の視点　（生徒指導の定義、自己指導能力の育成、生徒指導の実践上の留意点　等）
1.2　生徒指導の類型　（生徒指導の３類型（ 発達支持的指導・課題予防的指導・課題解決的指導 ）等）
1.3　生徒指導の方法　（児童生徒理解、集団指導・個別指導、チーム支援　等）
1.4　生徒指導の基盤　（教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメントサイクル、家庭や地域の参画 等）
1.5　生徒指導の取り組み上の留意点　（児童の権利条約、ICTの活用、幼児期の教育との接続、社会的自立　等）

第２章　生徒指導を意識した教育課程

2.1　児童・生徒の発達の支援を支える教育課程
2.2　生徒指導を意識した教科の指導
2.3　生徒指導を意識した道徳教育
2.4　生徒指導を意識した総合的な学習（探究）の時間
2.5　生徒指導を意識した特別活動

第３章　チーム学校による生徒指導体制

3.1　チーム学校における学校組織　（チーム学校、学校組織　等）
3.2　生徒指導体制　（生徒指導部・生徒指導主事、学年・校務分掌の横断、教職員の研修、年間指導計画　等）
3.3　教育相談体制　（基本的な考え方、活動体制、教育相談の研修、年間計画　等）
3.4　生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援　（生徒指導と教育相談の一体的連携、アセスメント）
3.5　危機管理体制　（学校安全、安全教育 等）
3.6　生徒指導に関する法制度等の運用体制　（校則、懲戒・体罰、出席停止措置　等）
3.7　学校・家庭・関係機関等との連携・協働　（教育、医療、福祉、司法・警察、家庭、地域、NPO 等）　等

※関係機関の記載にあたっては、児童生徒の触法や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。

第Ⅱ部　個別の課題に関する児童生徒への対応

・各個別課題の対応における基本的姿勢について、第Ⅰ部を踏まえ内容を精選し、第Ⅱ部リード文に記載。（調整中）
・各章のリード文において、それぞれの章に係る現状や章の概要等について記載。※特定の時点における状況ではなく中長期的な状況につき記載
・各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じて名称や節・項の構成を検討。

1）関連法規・基本方針等
2）学校の組織体制と計画
3）未然防止・早期発見・対応
4）関係機関等との連携体制

第４章　いじめ
第５章　暴力行為
第６章　少年非行（喫煙、飲酒、薬物乱用を含む）
第７章　児童虐待
第８章　自殺
第９章　中途退学
第10章　不登校
第11章　インターネット・携帯電話に関わる課題
第12章　性に関する課題
第13章　多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※

※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景 等